

1 目的／

聴覚障害者の暮らしや権利、命を守り、「完全参加と平等」の理念の下、業務を遂行し、聴覚障害者と共に歩む手話通訳者を養成することを目的とします。

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務などについて理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話通訳技術、対人援助技術を習得します。

2 主催／

京都市、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会

3 受講資格（下記の全項目を満たす者）／

【基本課程】

- (1) 手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者
- (2) 京都市在住または勤務地が京都市内の者
- (3) 将来、京都市内において手話通訳者として活動可能な者

※ 2017年度以前に基本課程を受講された方は、再受講できません。

【応用課程】

- (1) 基本課程の到達目標に達した者で、2017年度基本課程を2／3以上出席した者
- (2) 京都市在住または勤務地が京都市内の者
- (3) 将来、京都市内において手話通訳者として活動可能な者

※ ただし、2016年度以前に基本課程を修了した者、または基本課程未修了でも基本課程の到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

【実践課程】

- (1) 応用課程の到達目標に達した者で、2017年度応用課程を2／3以上出席した者
- (2) 京都市在住または勤務地が京都市内の者
- (3) 将来、京都市内において手話通訳者として活動可能な者

※ ただし、2016年度以前に応用課程を修了した者、または応用課程未修了でも応用課程の到達目標に達している者については、面談の上受講の可否について決定します。

4 定員／

各課程30名 ※ 定員を超過した場合は抽選

5 会場／

京都市聴覚言語障害センター／京都市中京区西ノ京東中合町2番地

6 日 程 (予定) /

(1) 実技 (基本 月曜日 19:00~21:00)

(応用 日曜日 午前 10:00~12:00・午後 13:00~15:00)

(実践 火曜日 19:00~21:00)

【基本課程】①5/28 ②6/4 ③6/11 ④6/25 ⑤7/2 ⑥7/9 ⑦7/23 ⑧7/30

⑨8/6 ⑩8/20 ⑪8/27 ⑫9/3 ⑬9/10 ⑭10/1 ⑮10/15 ⑯10/22

【応用課程】①5/27 ②6/24 ③7/8 ④7/29 ⑤8/26 ⑥9/9 ⑦9/23 ⑧10/21

【実践課程】①5/29 ②6/12 ③6/26 ④7/3 ⑤7/10 ⑥7/24 ⑦7/31 ⑧8/7

⑨8/14 ⑩8/28 ⑪9/4 ⑫9/11 ⑬9/25 ⑭10/2 ⑮10/9 ⑯10/23

(2) 合同講義 5月26日(土) 会場/南丹市八木公民館

【基本課程】10:00~11:30

【実践課程】12:30~14:00

【応用課程】14:30~16:00

※ 合同講義の受講は必修課目です。(欠席の場合は修了できません。)

受講困難の場合は欠席理由をお知らせください。事務局で検討します。

7 受講料 /

無料(教材費、学習会・行事・実習参加費等、別途必要な場合あり)

8 教 材 /

「手話通訳Ⅰ」「手話通訳Ⅱ」「手話通訳Ⅲ」

「講義テキスト」全国手話研修センター発行

9 受講修了に関して /

(1) 各課程全日程の2/3以上出席した者。

(2) 上記6(2)の合同講義を出席した者。

(3) 講座最終日には、各課程において到達評価を行う。

10 申込み方法 /

別紙1の受講申込書に必要事項を記入の上、写真を貼付し、郵送にてお申込み下さい。

〒604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2番地 京都市聴覚言語障害センター

地域第一福祉部 京都市手話通訳者養成講座事務局宛

※ 記入に不備があった場合(記入漏れ等)は、申込みを受付できない場合があります。

11 申込み締切日 /

2018(平成30)年4月20日(金) 必着

12 受講の可否について /

受講の可否については、5月上旬頃を予定しております。

13 問い合わせ先 /

京都市聴覚言語障害センター 地域第一福祉部 手話通訳者養成講座事務局

TEL075-841-8337 FAX075-841-8312